

1 診断書料・文書料一覧

様式・内容	請求書・請求方法	文書料
(様式第 8 号、様式第 16 号の 6)「休業(補償)等給付請求書」 休業(補償)等給付請求における診療担当者の休業に関する証明	レセプト請求 (一般診療費と同じ。以下同じ。) 【レセプト記入方法】 「休業証明 証明期間〇年〇月〇日～〇年〇月〇日」	2, 2 0 0 円
「労働者災害補償保険診断書(障害(補償)等給付請求用)」 障害(補償)等給付請求書(様式第 10 号、様式第 16 号の 7)に添付する診断書	レセプト請求 【レセプト記入方法】 「障害診断書(様式第 10 号、又は様式第 16 号の 7)」	7, 0 0 0 円
(広診 6 号)「傷病の状態に関する診断書」 監督署長が(診様式第 15 号)により診療担当医へ行う症状等の照会に対する回答(診断書)	レセプト請求 ※オンレセ請求不可 紙レセプトで請求ください。 【レセプト記入方法】 「傷病の状態に関する診断書(広診 6 号)」 【注】県外指定医療機関は「検査に要した費用の請求書」(診機様式第 1 号の 2)により請求	6, 0 0 0 円
(年金通知様式第 2 号の 1)「労働者災害補償保険診断書(じん肺用)」 「労働者災害補償保険診断書(石綿関連用)」 (年金通知様式第 3 号)「労働者災害補償保険診断書(せき髄損傷用)」 (年金通知様式第 4 号)「労働者災害補償保険診断書(じん肺・せき髄損傷以外用)」 「傷病の状態等に関する届」(様式第 16 号の 2)に添付する診断書 「傷病の状態等に関する報告書」(様式第 16 号の 11)に添付する診断書 「傷病の状態の変更に関する届」(年金申請様式第 4 号)に添付する診断書	レセプト請求 【レセプト記入方法】 「診断書料 年金様式第 2 号の 1 (じん肺 / 石綿)・年金様式第 3 号・年金様式第 4 号」	6, 0 0 0 円
(年金通知様式第 7 号)「障害の状態に関する診断書」 「遺族(補償)等年金支給請求書」(様式第 12 号又は様式第 16 号の 8)又は「転給請求書」(様式第 13 号)に添付する診断書	被災労働者に請求 (被災労働者から費用請求) 【様式第 7 号・16 号の 5 請求書 記入方法】 「診断書 年金様式第 7 号」	6, 0 0 0 円

様式・内容	請求書・請求方法	文書料
(年金通知様式第7号)「障害の状態に関する診断書」 「障害(補償)等給付変更請求書」(様式第11号)に添付する診断書	被災労働者に請求 (被災労働者から費用請求) 【様式第7号・16号の5請求書 記入方法】 「診断書 障害診断書 年金様式第7号」	7,000円
(診鍼様式第1号)「はり・きゅう診断書」 医師がはり・きゅうを必要と認め交付する診断書 (診鍼様式第1号別添)「施術効果の評価表」 一般医療とはり・きゅう施術を併せて行う場合について診断書に添付する施術効果の評価表	レセプト請求 【レセプト記入方法】 「診断書 (はり・きゅうのみ)・(一般医療とはり・きゅう)」 【レセプト記入方法】 「評価表添付」	4,000円 「施術効果の評価表」添付の場合 5,000円
(診鍼様式第2号)「マッサージ診断書」 医師がマッサージを必要と認め交付する診断書	レセプト請求 【レセプト記入方法】 「診断書 (マッサージ)」	4,000円
(様式第1号)「労災付添看護費用の額の証明書」 看護の給付の看護費用の額の証明書における診療担当者の看護に関する証明	レセプト請求 【レセプト記入方法】 「看護証明 証明期間〇年〇月〇日～〇年〇月〇日」	1,100円
「労働者災害補償保険診断書(介護(補償)給付請求用)」 介護(補償)等給付請求書(様式第16号の2の2)に添付する診断書	レセプト請求 ※障害(補償)等年金受給者の場合は、被災労働者に請求(被災労働者から費用請求) 【レセプト 又は 様式第7号・16号の5請求書 記入方法】 「診断書料 介護(補償)給付請求用」	6,000円
(振動様式第2号)「振動障害診断所見書」 振動障害診断所見の診断書	レセプト請求 ※オンレセ請求不可 紙レセプトで請求ください。 【レセプト記入方法】 「振動所見書」 【注】県外指定医療機関は「検査に要した費用の請求書」(診機様式第1号の2)により請求	6,000円
(振動様式第3号)「振動障害に関する意見書」	レセプト請求 ※オンレセ請求不可 紙レセプトで請求ください。 【レセプト記入方法】 「振動意見書」 【注】県外指定医療機関は「検査に要した費用の請求書」(診機様式第1号の2)により請求	8,000円

様式・内容	請求書・請求方法	文書料
(様式4)「意見書」		
監督署長が <u>業務上外等の判断</u> のために求めた専門医等の意見書 監督署長の <u>受診命令に基づき、業務上外等の判断</u> のために、専門医等に意見等を求めた意見書	「障害等級等認定関係診断等費用請求書」 【注】 振込先口座を必ず記入のこと。	一般的な医学事項 8,000円 特に高度な医学事項 22,000円
監督署長が <u>治ゆの認定及び長期療養者の症状の把握</u> のために、専門医等に意見等を求めた意見書 監督署長の <u>受診命令に基づき、治ゆの認定及び長期療養者の症状の把握</u> のために、専門医等に意見等を求めた意見書	「検査に要した費用請求書」(診機様式第1号の2)にレセプト添付 ※オンレセ請求不可 【レセプト記入方法】 「意見書」	一般的な医学事項 8,000円 特に高度な医学事項 22,000円
<u>はり・きゅう</u> が初療の日から9か月を経過する時点で、監督署長が医師に意見を求める場合又は施術所から意見を求め、更に医師に診断・意見を求める場合の意見書	「検査に要した費用請求書」(診機様式第1号の2)にレセプト添付 ※オンレセ請求不可 【レセプト記入方法】 「はり・きゅう意見書」	8,000円
労働者災害補償保険審査官が(審査様式第24号)により専門医等に求めた意見書	(審査様式第41号)「審査費用(意見書料)請求書」 【注】 振込先口座を必ず記入のこと。	一般的な医学事項 22,000円 特に高度な医学事項 55,000円
(様式1)「脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書」 脳外傷による「高次脳機能障害」及び「身体性機能障害」、せき髄損傷による「身体性機能障害」及び「胸腹部臓器の障害」に係る障害認定に関して、監督署長が主治医等に求める障害の状態に関する意見書	「障害等級等認定関係診断等費用請求書」 【注】 振込先口座を必ず記入のこと。	22,000円
(様式3)「非器質性精神障害の後遺障害の状態に関する意見書」 うつ病やPTSD等精神障害に係る障害認定に関して、監督署長が主治医等に求める障害の状態に関する意見書	「障害等級等認定関係診断等費用請求書」 【注】 振込先口座を必ず記入のこと。	22,000円
アフターケア実施期間の更新に関する診断書	レセプト請求 【レセプト記入方法】 「アフターケア診断書」	5,000円